

たつの市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月29日

たつの市長

上 本 奥

たつの市条例第17号

たつの市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

たつの市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第13条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。